

令和8年8月1日

「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(岡山県指定 第3373600216号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	-----	1
2. 事業所の概要		1
3. 職員の配置状況		3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金		4

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 慈風会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県津山市西下 1003-1 |
| (3) 電話番号 | 0868-36-3606 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 花房 宏祐 |
| (5) 設立年月 | 昭和59年10月8日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護
平成12年4月1日指定 事業所番号 第3373600216号
※当事業所は特別養護老人ホームなごみ苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 寝たきり等のお年寄りを介護されている家族が、病気、冠婚葬祭、旅行、介護疲れなどで、一時的に介護ができなくなった時、お預かりして家族の負担の軽減を図る。
- (3) 事業所の名称 なごみ苑指定短期入所生活介護事業所
- (4) 事業所の所在地 岡山県勝田郡奈義町広岡30番地
- (5) 電話番号 0868-36-5711
- (6) 管理者氏名 藤田康悦
- (7) 当事業所の運営方針 寝たきり等のお年寄りを介護されている家族が、病気、冠婚葬祭、旅行、介護疲れなどで、一時的に介護ができなくなった時、お預かりして家族の負担の軽減を図る。
- (8) 開設年月 平成6年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8時半～17時半（送迎が必要な場合はご相談下さい）

- (10) 利用定員 10名

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	10室	
食堂	1室	
浴室	2室	介護福祉施設の機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	静養室1室有り

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項：トイレは居室外に1ヵ所、洗面所は居室外に1ヵ所

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	配置人員	指定基準
1. 施 設 長	1 名	1 名
2. 生 活 相 談 員	1 名以上	1 名
3. 介 護 職 員	27 名以上	合計で利用者3名 に対して1名以上
4. 看 護 職 員	3 名以上	
5. 管 理 栄 養 士	1 名以上	
6. 調 理 員	5 名以上	
7. 機能訓練指導員	1 名以上	
8. 医 師	1 名以上	

<主な職員の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 施 設 長	8：30～17：30
2. 生 活 相 談 員	8：30～17：30
3. 介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 8名 夜間：15：30～ 9：30 2名
4. 看 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：30～17：30 2名
5. 管 理 栄 養 士	8：30～17：30
6. 調 理 員	8：30～17：30
7. 機能訓練指導員	8：30～17：30
7. 医 師	毎週 火・金

☆上記の体制は標準的なものであり、時間帯等が異なる場合があります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③健康管理

- ・常勤の看護師を配置し、必要に応じて健康上の管理を行うとともに、看護師と24時間連絡可能な体制をとっています。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

○短期入所生活介護 介護保険給付適用（自己負担1割での日額）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
446円	555円	596円	665円	737円	806円	874円

○利用加算 介護保険給付適用（自己負担1割）

日 額	要支援	要介護
看護体制加算Ⅰ	—	12円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円	18円
夜勤職員配置加算	—	13円
月 額		
生産性向上推進体制加算	10円	10円

※上記に加え、状況や場合により下記の加算をいただきます。

- ①送迎加算（片道につき184円）、②緊急短期入所受入加算（1日につき90円）
- ③認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日につき200円）
（②・③はそれぞれ7日間を限度として算定します。）
- ④介護保険給付適用の合計額に対し、介護職員等処遇改善加算17.6%が掛かります。

※上記に加え、介護保険適用外の費用として、居住費 1,231 円及び食費(朝食 290 円、昼食 685 円、夕食 470 円)を頂きます。

(但し、居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、負担限度額認定証に記載してある額とします。)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額(給付割合)に変更があった場合、変更された額(給付割合)に合わせて、ご契約者の負担額(割合)を変更します。

*** 介護保険の給付とならないサービス ***

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪・美容

月に 2 回、理美容師の出張によるサービスがあり、入所日より利用が可能です。

ご利用料金：理美容の内容に応じた実費

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

ご利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、希望に応じサービス提供についての記録をいつでも閲覧および複写物の交付を受けることが可能です。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤遠距離の送迎

事業所の送迎実施区域は原則として奈義町内です。(介護保険給付適用：1 回 184 円)

実施区域を超える場合は 1 km ごとに 50 円の自己負担をいただきます。

☆介護保険適用外の費用については、経済状況の著しい変化等によりやむを得ない事由が生じた場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 カ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記の(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月20日までにご利用期間分の合計金額を、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 来苑されての現金支払い
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
(ご利用できる金融機関：中国銀行、晴れの国岡山農協、郵便局)

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

- サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 非常災害時の対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画および風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行っています。

- (1) 防火管理者は有資格者を当て、火元責任者は各部署の代表を当てる。
- (2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼し、点検の際には防火管理者が立ち会うこととする。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- | | |
|------------------------|-------|
| ・防火教育および基本訓練（消火・通報・避難） | 年2回以上 |
| ・利用者を含めた総合訓練 | 年2回以上 |
| ・非常災害用設備の使用方法的徹底 | 随時 |
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

②事故発生時の対応

利用者に対する施設サービスの提供による事故、または不慮の事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、保険者等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。

6. 守秘義務について

事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

ただし、医療機関、サービス担当者会議等において必要な場合は、ご契約者や家族に関する情報を提供する場合があります。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に察し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護事業所 なぎみ苑

説明者職名 相談員 氏名 渡辺 良二 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項並びに重要事項説明書付属文書の説明を受け、その内容に同意しました。

利用者住所 氏名 印

(利用者代理人)

住 所 氏名 印
(続柄)

この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建 物 の 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 併設の指定介護福祉施設に準ずる
- (3) 事業所の周辺環境

那岐山麓に広がるのどかな田園地帯に位置し、穏やかな自然環境に恵まれている。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介 護 職 員 … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生 活 相 談 員 … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

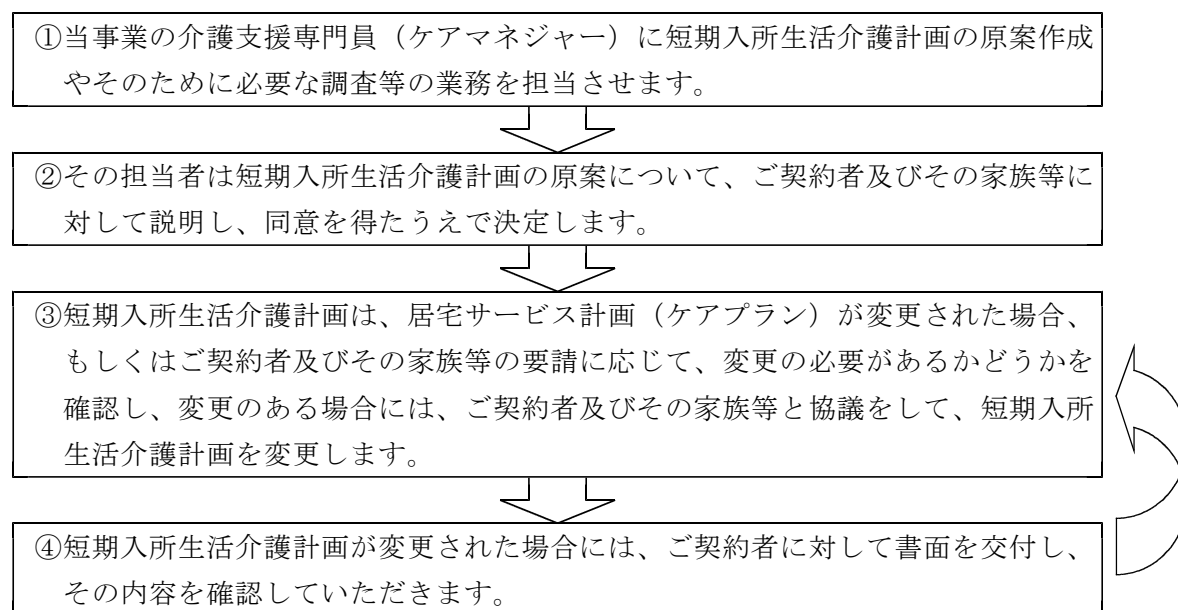
看 護 職 員 … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

医 師 … ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

※上記職員の員数はいずれも、併設の指定介護福祉施設に準じます。

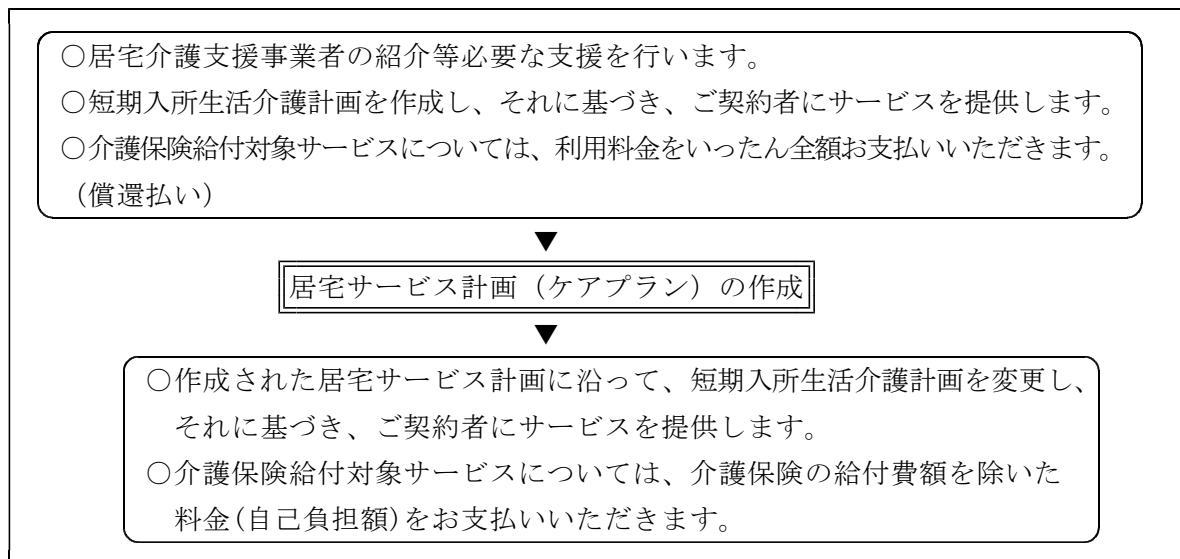
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第8条参照)

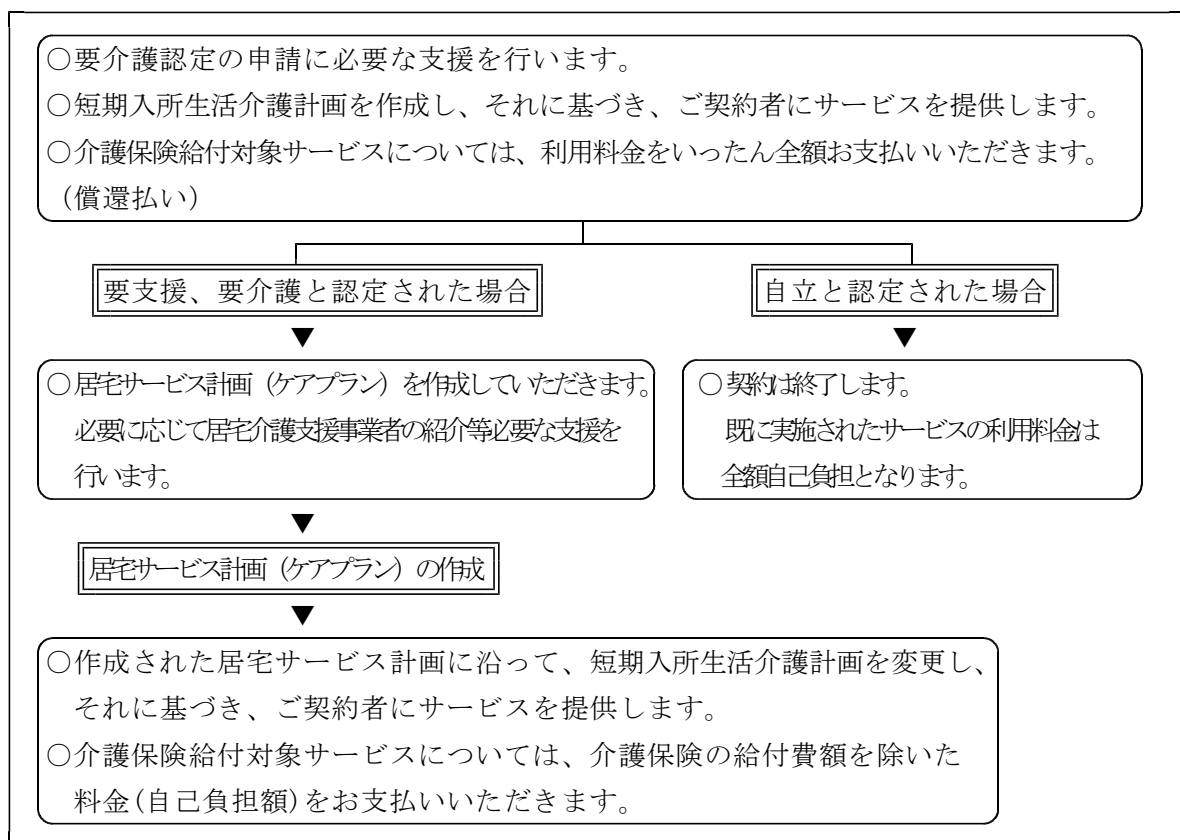


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第5条、6条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管すると共に、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な処置を行います。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了の伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（１）不慮の事故の可能性

私達は関係法令に従い不慮の事故が起こらない様、細心の注意を払って介護にあたります。
しかし、現状の人員配置基準や、緊急やむを得ない場合を除く身体拘束禁止の中で、認知症高齢者等への個々の対応には自ずと限界点も出てまいります。
当事業所では、地域・ボランティア・ご家族など、様々な方々のご協力をいただき、目の届く介護を実践しておりますが、法令を遵守し最善を尽くした上での、不慮の事故の可能性については、ご理解をいただいております。

（２）持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。
衣類、洗面用具等の日用品・履物・その他日常生活に必要な身の回りの物。

(3) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 清風会 日本原病院
所在地	岡山県津山市日本原 352
診療科	内科、胃腸科、神経内科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	豊福デンタルクリニック
所在地	岡山県勝田郡奈義町滝本 1426

6. 損害賠償について（契約書第20条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の10日前までに契約者からの書面による契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第 2 1 条参照)

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照下さい)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 2 1 条、2 2 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 1 0 日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第 2 3 条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 カ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

8. 苦情処理について（契約書第25条参照）

（1）苦情の受付は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

受付担当者が受け付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

①苦情解決責任者 藤田康悦 （肩書き） 指定介護老人福祉施設なごみ苑苑長

②苦情受付担当者 渡辺良二 （肩書き） 上記施設 相談員

③第三者委員 （1）須一嘉行 〔 連絡先 0868 - 36 - 3147 〕

（2）花房洋子 〔 連絡先 0868 - 36 - 3444 〕

（2）苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際、苦情申し出人は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決策の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

（3）本事業所で解決できない苦情は、各市町村または岡山県国民健康保険団体連合会に直接申し立てることができます。

〔 連絡先 〕

●各市町村

（参考） 奈義町 TEL：0868-36-4111 津山市 TEL：0868-23-2111

●岡山県国民健康保険団体連合会

TEL：086-223-8811 ／ FAX：086-223-9109

介護110番ホームページ アドレス

<http://www.okayama-kokuhoren.com/kaigo110/>